

雇児福発1129第1号
雇児母発1129第1号
障障発1129第1号
平成28年11月29日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長・衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

雇用均等・児童家庭局母子保健課長
（公印省略）

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」の一部改正について

標記については、「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」(昭和49年9月27日児発第618号)により通知し、具体的な事務処理を「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて（平成27年3月31日雇児福発0331第1号・雇児母発0331第2号・障障発0331第2号）」によりその円滑な実施を図るようお願いしているところであるが、今般、この通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成29年1月1日から適用することとしたので、ご了知のうえ関係機関への周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。